

2023年11月21日

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第3回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

1. 制度化の時期について

令和7年度からのスタートであれば、令和5年、6年の実施の評価・検証を踏まえてより良い形ですすめていただきたいと思います。

2. 相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）について

ポピュレーションアプローチとして、9割以上の対象者との相談支援につながる点で非常に重要な制度ですが、妊婦等の家庭の視点にたつて、産前産後の相談を切れ目なく伴走してもらっているという実感が得られるよう、①妊娠届出時、②妊娠8カ月前後、③出生届から乳児家庭全戸訪問までの間、の相談実施体制、相談実施者間の連携や情報共有等のあり方について、より効果的な手法を検討していただきたいと思います。

3. 妊娠8か月前後の面談の重要性とさらなる地域子育て支援拠点との連携

産休・育休の取得が近づき、出産に向けての準備を考えるこの時期の面談等は特に重要で、産前産後の支援サービス情報の提供、妊婦等に対する周りの支援状況の把握、妊婦とパートナー等の学びの機会、ピアサポート（仲間づくり）、先輩家庭と出会う機会等の環境づくりやこどものいる生活についての理解・イメージ作り等、いつでも身近に相談にのれる体制づくりとともに支援サービス・交流の機会への参加促進等重層的な支援体制整備が重要です。すでに妊娠8か月前後の面談（2回目）の面談を利用者支援事業（基本型）が配置されている地域子育て支援拠点で実施している自治体もあり、地域における包括的な支援体制を構築しています。好事例の横展開等情報提供をお願いします。

4. 利用者支援事業（基本型）の活用について

伴走型相談支援は、主に、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として「妊婦等包括相談支援事業（仮称）」の創設が想定され、利用者支援事業の一部改正により地域子育て支援事業に位置付けられるとされています。令和6年4月より自治体に努力義務として設置が求められている「地域子育て相談機関」も利用者支援事業（基本型）の配置が基本とされています。是非、子育て家庭にとって身近な場所において、相談支援及び支援サービスにつながりやすくなるよう、利用者支援事業（基本型）の設置促進および伴走型相談支援への活用を要望いたします。